

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	新宿区健康づくり区民意識調査等業務委託について
----	-------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

第14条第1項（業務委託）

（担当部課： 健康部 健康推進課 健康企画係）

## 事業の概要

事業名	新宿区健康づくり区民意識調査
担当課	健康推進課
目的	区民の健康状態や健康づくりに関する意識などの現状を把握し、今後の区の健康づくり事業への活用および「新宿区健康づくり行動計画」策定のための基礎データとするため
対象者	18歳以上の新宿区民
事業内容	<p>平成19年度策定の「新宿区健康づくり行動計画」で掲げた各行動目標値の達成度を把握し、平成24年度からの「新宿区健康づくり行動計画」策定に、区民の意識を十分に反映させるためのアンケート調査を実施する。</p> <p>対象者の基本的属性のほか、区民の健康状態や健康づくり、女性の健康支援に関する意識、食に対する考え方などの現状をライフステージに応じて把握し、区民の健康における課題や健康目標を設定するなど、今後の区の健康づくり施策への活用および「新宿区健康づくり行動計画」策定のための基礎データを調査内容とする。</p> <p>郵送調査・約4,000通程度</p>

件名 新宿区健康づくり区民意識調査等業務委託について

保有課(担当課)	健康推進課
登録業務の名称	新宿区健康づくり区民意識調査
委託先	株式会社サーベイリサーチセンター
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	無作為抽出した18歳以上の区民の住所・氏名及び健康推進課で回収した調査票
処理させる情報項目の記録媒体	宛名シール(紙) 調査票(紙)
委託理由	大量調査であり、また、調査・分析のノウハウを持った経験豊かな業者に委託することにより、効率的、効果的に調査目的を達成するため。
委託の内容	区民の健康づくりに関する意識や状況を把握するための調査内容とする。 1. 対象者：18歳以上の区民 2. 郵送数：4,000通程度 3. 調査票(無記名方式)の発送及びその分析・報告 (調査票の返送先は健康推進課とし、同課から委託先に調査票を引き渡す。)
委託の開始時期及び期限	平成22年4月下旬から 平成23年3月31日まで
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 2 業務終了後、提供した情報を返却させる。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取り扱う者をあらかじめ指定する。 2 提供された情報は施錠できる金庫(キャビネット)に保管する。

# 特記事項

## (基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

## (秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

## (目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## (適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

## (複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## (再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## (資料等の返還等)

- 7 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡すものとし、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

## (業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

## (監査)

- 9 乙は、業務に関し、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

## (従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

## (事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

## (公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

## (損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。